

特定地域型保育事業者による給付費等不正受給事案の経過報告について

嘉手納町内において特定地域型保育事業を運営する事業者による地域型保育給付費等の不正受給事案について、指導監査の結果、行政処分、返還金の内容及び講じた再発防止策について以下のとおり報告する。

1 事案の概要（これまでに公表している内容）

(1) 対象事業者等

法 人 名 一般社団法人光の子グループ
名 称 光の子幼児学園第二嘉手納園
事業類型 小規模保育事業B型（令和8年5月よりA型からB型に変更）

(2) 確認された不正行為及び人員配置基準違反等の概要

令和2年度から令和7年度9月までの期間において、町に対して給付費等の請求にあたり実態と異なる虚偽の職員配置等の報告を行い、地域型保育給付費等を過大に受給していた事実、ならびに算定の基礎となる保育士等の配置基準を下回る状態で業務が行われていた事実を確認した。さらに、指導監査や実地指導の実施に際しては、指導監査の調書に勤務実態のない職員の氏名を記載するなどの不適切な対応を行っていたことを確認した。

(3) 行政処分の内容

上記の不正行為を受け、児童福祉法第34条の17第1項の規定に基づき、令和8年4月1日付で、以下の行政処分を行った。

処分の内容 確認の効力の一部停止（12か月間の新規利用児童の受入停止（※））

※令和8年3月31日時点で令和8年度の入所が決定している児童を除く

処 分 日 令和8年3月31日

効力発生日 令和8年4月1日（令和9年3月31日まで）

(4) 処分理由及び根拠法令等

ア 職員配置に係る地域型保育給付費の不正請求（子ども・子育て支援法第52条第1項第4号）

令和2年度から令和7年9月までの給付費等の請求に係る届出書類に勤務実態のない職員の氏名を記載する等、実態とは異なる虚偽の報告を行い、給付費等の不正受給が行われていたことが確認できた。

イ 監査調書等の虚偽報告に係る不正又は著しく不当な行為（子ども・子育て支援法第52条第1項第5号及び第9号）

令和3年度から令和6年度に実施した指導監査の調書に勤務実態のない職員の氏名を記載

し、虚偽の勤務割り振り表を作成した上、指導監査当日に当該職員を配置して実際に配置されているように装う等、中部広域市町村圏事務組合の指導監査に対し不適切な対応が行われていたことが確認できた。

2 不正請求に係る返還金について

すべての年度の返還金額の確定に先立ち、算定が完了していた令和2年度及び令和5年度分のみを公表していたが、他の年度の返還額等について、以下のとおりとなった。

【令和8年8月31日現在】※赤字が今回追記した部分

地域型給付費返還金等の額

対象施設：光の子幼児学園第二嘉手納園

単位：円

年度	給付費 支弁済額	是正後の 給付費	給付費 返還金	加算金及び 利息(※)	返還金 合計	備考
令和2	33,397,920	31,724,198	1,673,722	245,555	1,919,277	返還済
令和3	33,198,420	31,872,976	1,325,444	177,573	1,503,017	
令和4	37,753,750	34,704,735	3,049,015	308,493	3,357,508	
令和5	37,460,370	35,069,364	2,391,006	956,402	3,347,408	
令和6	26,382,030	22,390,419	3,991,611	1,596,644	5,588,255	
合計	168,192,490	155,761,692	12,430,798	3,284,667	15,715,465	

※ 令和5年度及び令和6年度の加算金は、子ども・子育て支援法第12条第2項に基づき算定。

※ 令和2年度の利息は令和8年3月31日を返還日として計算。

※ 令和3年度及び令和4年度の利息は令和8年8月31日を返還日として計算（返還日に応じて額は変動する）。

保育士等処遇改善臨時特例給付金返還金の額

対象施設：光の子幼児学園第二嘉手納園

単位：円

年度	交付金 交付済額	是正後の 交付金	交付金 返還金	利息	返還金 合計	備考
令和3	165,440	0	165,440	21,117	186,557	
令和4	598,080	0	598,080	58,792	656,872	
合計	763,520	0	763,520	79,909	843,429	

※ 利息は令和8年8月31日を返還日として計算（返還日に応じて額は変動する）。

【参考】保育士等処遇改善臨時特例交付金とは

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士等の処遇改善のため、令和3年度及び令和4年度に実施された特例交付金である。令和4年10月以降は、当該交付金の相当額が給付費において支弁される仕組みとなっている。

3 再発防止に向けての取組みについて

(1) 町内全事業者へ説明会を実施

当該施設の事案の重要性に鑑み、令和8年5月28日に町内の全保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く）を対象に説明会を開催した。説明会では、当該事案の不正行為の具体的内容、行政処分の内容、返還金の状況等の説明を行った。また、再発防止に向けた取組みとして、職員配置基準の遵守、給付費請求の適正化及び監査への協力等について周知を行った。

(2) 関係機関との連携強化を確認

監査権限を持つ中部広域市町村圏事務組合と改めて意見交換を行った。その中で、疑義が生じた場合の迅速な確認と協力体制について協議し、町と中部広域市町村圏事務組合が連携し、不正事案の防止に向けた取組みを推進していくことを確認した。

4 今後の対応について

今後については、給付費の返還状況を確認しながら、必要に応じて照会等を実施して状況の整理を図った上で、関係法令に沿った適切な措置を講じ、引き続き再発防止に向けた取組みを進めていく。

【問合せ先】

子ども家庭課保育支援係

電話番号：098-956-1111（代表）